

提案事項管理番号	提案事項名(タイトル)	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	制度の所管官庁	提案主体名(会社名・団体名)	会社名・団体名の公開の可	制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
2320366	建設荷役機械の年次検査期日の柔軟化	基準や要件の見直し	フォークリフトの特定自主検査実施日の猶予について、フォークリフトの年次検査(特定自主検査)を、日時管理ではなく車検同様の月次管理として欲しい。	フォークリフトは、厚生労働省の指導のもとに作成された検査記録表の検査項目を、1年を超えない期間毎に定められた基準に適合しているのか確認検査を行う必要がある。(労働安全衛生規則151条の21「1年を超えない期間毎に1回、定期的に、次の項目について自主検査を行わなければならない」)この規定により、フォークリフトは日時管理となり、検査日が前にずれてしまう。車両管理を行っているリース会社では、契約期間内に年次検査が1回多く発生してしまう可能性もある。通常、車両の場合は、車検は月次管理であり、1ヶ月前から車検を受けても、車検日は変わらない。フォークリフトも月次管理とすれば、年次検査日は変わらないため、他の車両と同様の管理が可能となる。	厚生労働省	社団法人リース事業協会	公表	労働安全衛生法第45条第1項において、労働安全衛生法施行令第15条に定める機械等(フォークリフトを含む)については、事業者が定期的に自主検査を行うことが義務付けられており、労働安全衛生規則第151条の21において、フォークリフトについては、「1年を超えない期間ごとに1回、定期的に」自主検査を行うこととなっています。	労働安全衛生法第45条、労働安全衛生規則第151条の21	d	V	定期健康診断(労働安全衛生規則第44条)に係る規定における「1年以内ごとに1回、定期的に」の解釈として、「定期とは、毎年一定の時期に、という意味であってその時期については各事業所毎に適宜決めさせること」(昭和23年1月16日付け基発第83号、昭和33年2月13日付け基発第90号)という解釈が示されており、定期自主検査の実施時期についても同様の解釈となります。